

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案) 変更点概要

1. 追加項目

(1) 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

- ① 農業を担う者の確保及び育成 (資料① P.27)
関係機関と連携し、就農相談や情報提供、研修等の支援を行うこと。
- ② 我孫子市が主体的に行う取組 (資料① P.27～)
就農から定着まで相談対応及び支援体制の構築に努めること。
- ③ 関係機関との連携・役割分担 (資料① P.28)
千葉県、農業委員会、農業協同組合等の役割について記載。
- ④ 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 (資料① P.29)
関係機関と情報を共有し、円滑な就農及び事業継承を支援すること。

(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- ① その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 (資料① P.31～)
地域計画等の施策を実施し、農地の集積及び集約・団地化を図ること。

(3) 地域計画に関する事項

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項 (資料① P.33～)
地域計画策定における協議の場の設置方法や策定区域の基準等について定め、策定後も毎年進捗管理を行うこと。

2. 削除項目

(1) 利用権設定等促進事業に関する事項 (資料③ P.21～)

地域計画に位置付けられた担い手等へ利用権設定を行うこととなったため削除。

(2) 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業に関する事項 (資料③ P.31)

農地利用集積円滑化事業に関する事項 (資料③ P.41～)

農地利用集積円滑化事業が中間管理事業へ統合されたことによる削除。